

大磯町監査公表第 3 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 2 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 橋本 秀彦

監査結果報告書

1. 監査の種類 定期監査

2. 監査の対象部課等 町民福祉部町民課(特別会計)

3. 監査の範囲及び事務

令和7年4月1日から令和7年10月31日までに執行された令和7年度の財務(国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計)に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間

令和7年12月1日から令和8年1月15日まで

5. 監査の方法及び監査項目

令和7年度大磯町監査基本計画に基づき、財務(国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計)に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。

なお、監査に際しては、監査対象課である町民課より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

6. 所掌事務の概要

国民健康保険事業特別会計(国民健康保険事業の運営及び統計、国民健康保険被保険者の資格の取得及び喪失、国民健康保険税の賦課及び徴収、国民健康保険の給付、国民健康保険財政調整基金及び高額療養費貸付基金に関すること、国民健康保険運営協議会に関すること、国民健康保険特別会計予算に関することを行っている。)

後期高齢者医療特別会計(後期高齢者医療広域連合に関すること、後期高齢者医療保険料の徴収、後期高齢者医療被保険者資格に係る申請書等の受付及び資格確認書等の引渡し、後期高齢者医療給付に係る申請書等の受付及び通知書等の引渡し、後期高齢者医療特別会計予算に関することを行っている。)

7. 監査の結果

令和7年度に係る財務(国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計)に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。